

令和元年10月31日  
(照会先)  
リスク統括部  
リスク統括部長 川田 高寛  
(電話直通 03-6892-7744)  
経営企画部広報室  
広報室長 山田 勝  
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

### 事務処理誤り等(令和元年9月分)について

令和元年9月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

## 事務処理誤り等（令和元年9月分）について

別添

### I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、その事案の概要等を公表します。

### II 状況

事務処理誤りについては1～7のとおりです。

#### 1 令和元年9月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、令和元年度に発生した事務処理誤りが47件、平成30年度が45件、平成29年度が15件、平成28年度が8件、平成27年度が9件、平成26年度以前が52件、合計176件(市区町村において発生した11件、委託業者等が発生させた27件を含む)となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な138件について、一覧で事象をお示ししています。

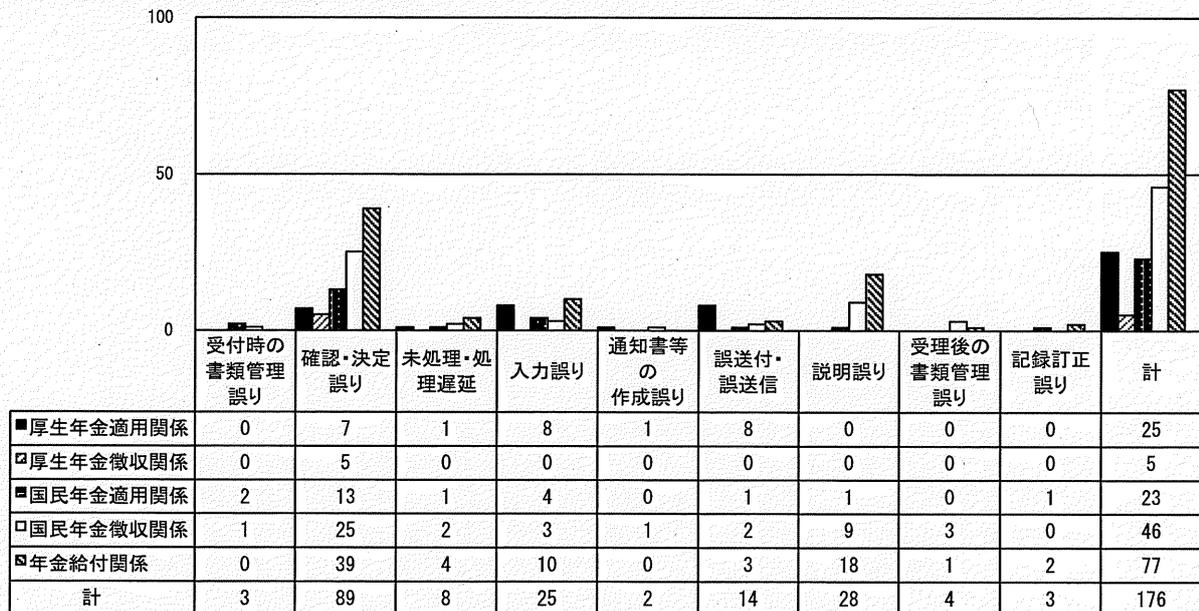
（事務処理誤りの発生年度別内訳）

発生年度	20年度以前	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	合計
件数	36(2)	1	0	3	3	3	3(1)	3	9(1)	8	15(4)	45(12)	176(38)
割合	20.5%	0.6%	0.0%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	5.1%	4.5%	8.5%	25.6%	100.0%

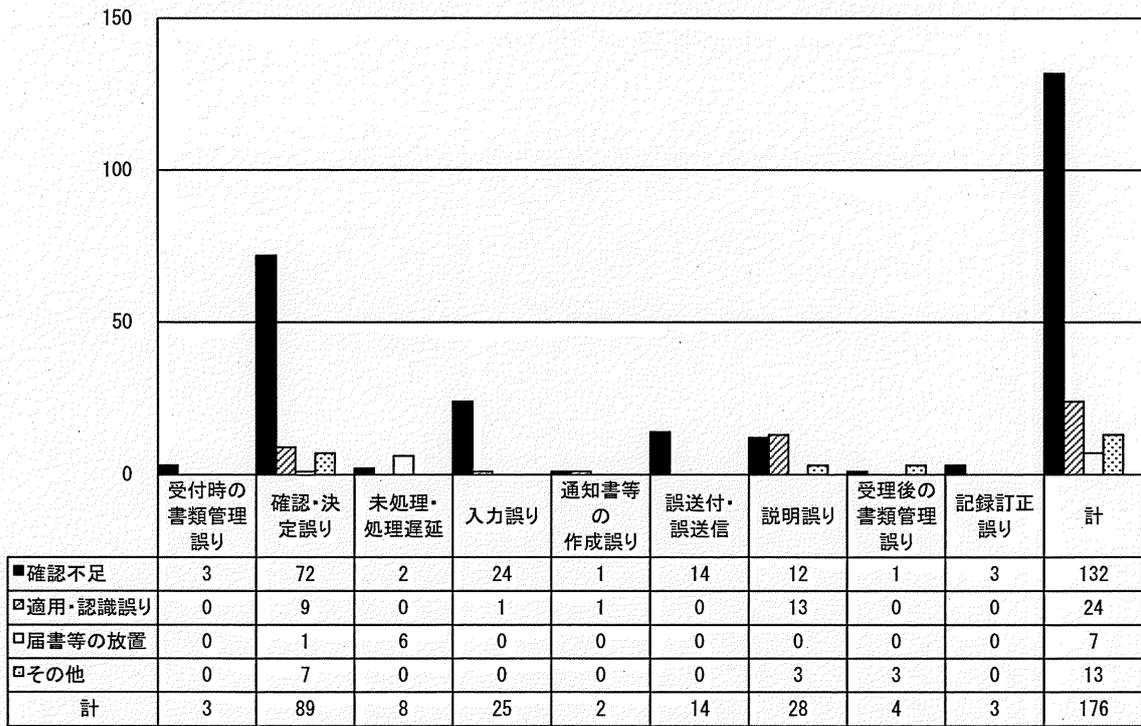
← 社会保険庁時代に発生 →

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を再掲した。

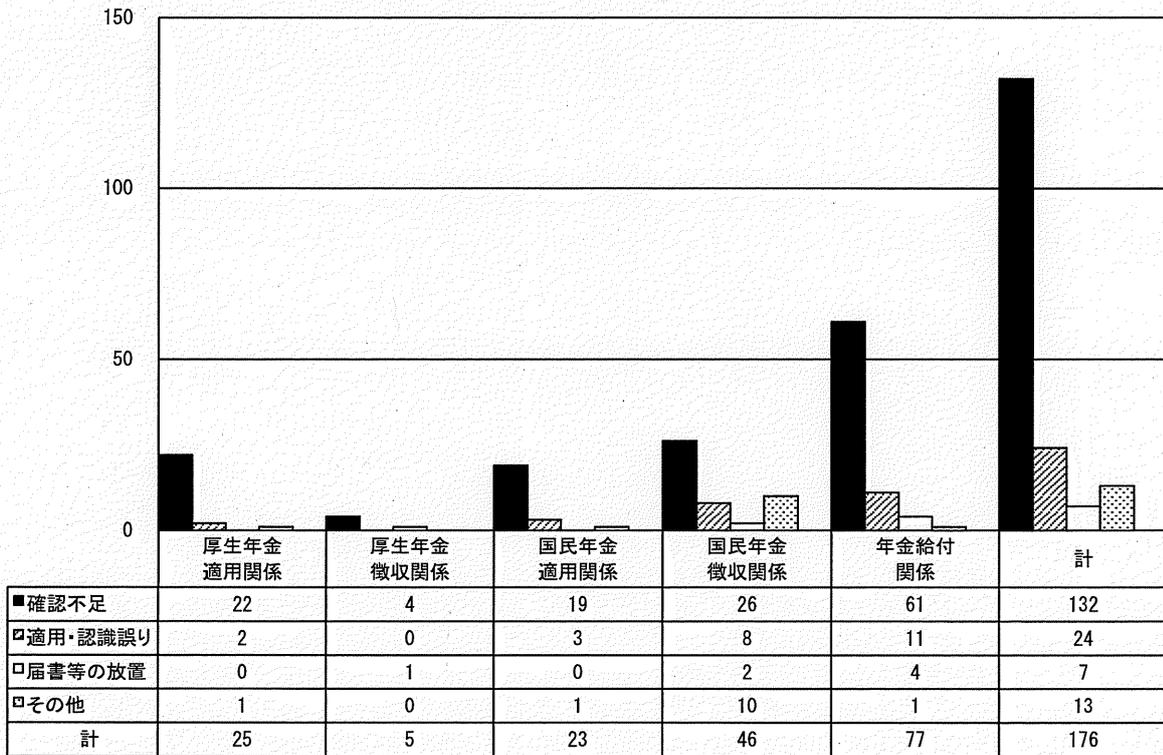
#### 2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



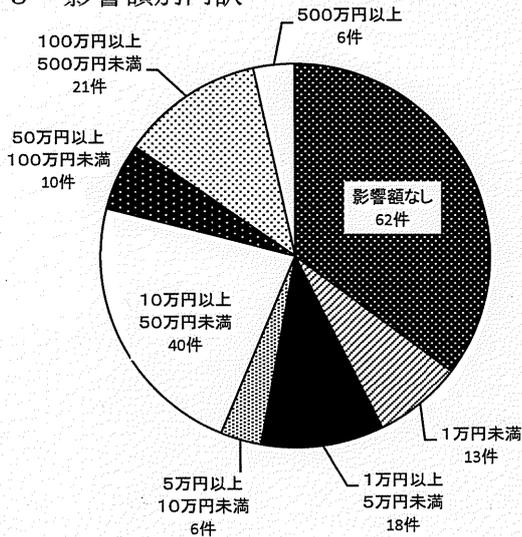
### 3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



### 4 原因別・制度等別内訳

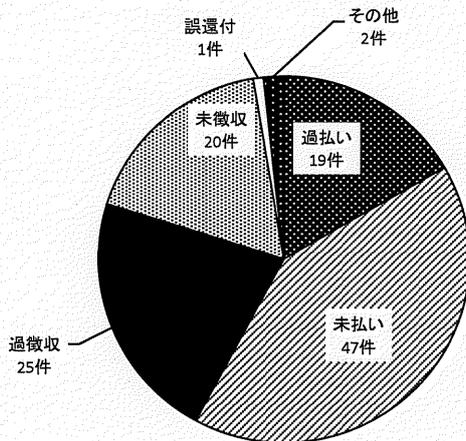


## 5 影響額別内訳



影響額	制度	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	計
影響額なし		16	3	10	19	14	62
1万円未満		0	0	1	9	3	13
1万円以上 5万円未満		1	0	2	7	8	18
5万円以上 10万円未満		1	0	3	1	1	6
10万円以上 50万円未満		2	1	4	9	24	40
50万円以上 100万円未満		2	0	2	1	5	10
100万円以上 500万円未満		2	1	1	0	17	21
500万円以上		1	0	0	0	5	6
計		25	5	23	46	77	176

## 6 事象別内訳



事象	件数	合計金額 (円)	平均金額 (円)
過払い	19件	13,559,896	713,678
未払い	47件	75,450,001	1,605,319
過徴収	25件	6,914,889	276,595
未徴収	20件	6,153,248	307,662
誤還付	1件	65,420	65,420
その他	2件	7,827,881	3,913,940
計	114件	109,971,335	964,660

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

過払いと未払い	1件	6,615,208円
過払いと未徴収	1件	1,212,673円

## 7 判明契機別内訳

判明契機	件数	割合
内部	86件	48.9%
外部	90件	51.1%
計	176件	100.0%

### Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況

平成29年9月13日に公表した「振替加算の総点検」に沿って、振替加算の支給漏れに対応しました。  
 平成29年12月20日に公表した「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」において分類した事象のうち対象者を機構においてシステムで特定することができる事象等については、抽出プログラムを作成して、対象者を特定の上、順次、機構からお客様へ個別に連絡を行い、必要な対応を実施しております。  
 当月に対応した案件及び件数等は、以下のとおりです。

項番	事象	お客様への影響 (未・過払の別)	令和元年10月分		(参考)平成30年4月からの累計	
			対応件数	影響金額	対応件数	影響金額
1	振替加算の支給漏れ	未払い	61件	1,640万円	105,207件	605.6億円
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	未払い	6件	248万円	406件	1.2億円
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	未払い	5件	1,184万円	1,566件	12.5億円
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	過払い	1件	230万円	156件	2,659万円
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	過払い	0件	0円	88件	579万円
9	昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老齢基礎年金の決定誤り	未払い	0件	0円	2件	1万円
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	未払い	0件	0円	174件	4,038万円
11	配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り	過払い	0件	0円	9件	188万円
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	未払い	0件	0円	238件	3,815万円
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	未払い	1件	12万円	12件	984万円
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り	未払い	0件	0円	10件	105万円
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	未払い	1件	8万円	1,414件	1.0億円
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り	過払い	0件	0円	17件	456万円
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	過払い	0件	0円	7件	464万円
21	遡及決定時の届書徴取漏れによる加給年金の加算漏れ	未払い	280件	1.6億円	476件	3.1億円
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	過払い	1件	12万円	66件	272万円
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ	未払い	0件	0円	19件	4,175万円
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	過払い	0件	0円	8件	26万円
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	過払い	1件	85万円	24件	1,500万円
29	旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ	未払い	2件	1,524万円	2件	1,524万円
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	未払い	130件	1.1億円	21,546件	12.9億円
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	未払い	58件	5,200万円	415件	6.1億円
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	未払い	23件	3,585万円	275件	10.4億円
34	二以上事業所勤務届が提出されていない場合の年金額の計算誤り	未払い	3,517件	8,086万円	64,216件	11.4億円
35	老齢基礎年金の加算開始事由該当届の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	未払い	0件	0円	730件	1.2億円
36	旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ	未払い	0件	0円	215件	5.3億円

※項番1の対応件数・影響金額は、「振替加算の総点検」の公表以降の累計です。

※影響金額は、未払いの場合は支払うべき事実が発生した時点まで遡って計算し、過払いの場合は過払い発生から5年以上経過している場合には5年前までの額を計算しています。

※項番34は、「事務処理誤り等（平成30年6月分）について」（平成30年7月31日公表）のシステム事故等一覧に記載の事項です。

※項番35、項番36は、平成29年12月20日に公表した事象の対象者をシステムで特定する作業を行う中で判明した事象です。

## ○日本年金機構の令和元年9月分の事務処理誤り一覧(1～22ページ)

1. 厚生年金適用関係	.....	1P	整理番号 1～18
2. 厚生年金徴収関係	.....	4P	整理番号 19～22
3. 国民年金適用関係	.....	5P	整理番号 23～38
4. 国民年金徴収関係	.....	8P	整理番号 39～71
5. 年金給付関係	.....	13P	整理番号 72～138

(参考)「Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要(23～25ページ)

# 1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台広域事務センター	2017年4月28日	2019年6月24日	<p>○内部点検において、本人記録であることの確認不足により、誤った個人番号で資格取得届を処理していたことが判明しました。</p> <p>●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、資格取得時の個人番号の確認を徹底するよう周知しました。</p>	2名	なし	0
2		入力誤り	京都	事務センター	2019年5月10日	2019年8月5日	<p>○事業所から問合せがあり、委託業者の資格取得届の資格取得年月日の入力時の確認不足により、資格取得年月日を誤って入力したため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所へお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。</p> <p>●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対して資格取得届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう指導しました。</p>	1事業所	過徴収	983,880
3	資格喪失届の誤り	確認・決定誤り	福岡	福岡広域事務センター	2019年5月14日	2019年6月19日	<p>○お客様から問合せがあり、資格喪失届における保険証返納状況の確認不足により、保険証回収記録を入力しなかったため、不要な「健康保険被保険者証の無効のお知らせ」が発送されていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、保険証回収記録を入力しました。</p> <p>●担当部署において、資格喪失届における保険証返納状況の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	なし	0
4	算定基礎届の誤り	入力誤り	京都	事務センター	2019年7月頃	2019年8月1日	<p>○内部点検において、委託業者の算定基礎届の報酬月額の入力時の確認不足により、報酬月額を誤って入力したため、誤った標準報酬月額を通知していることが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しい標準報酬月額を通知しました。</p> <p>●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対して算定基礎届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう指導しました。</p>	1事業所	なし	0
5	賞与支払届の誤り	確認・決定誤り	福岡	福岡広域事務センター	2018年6月22日	2019年4月26日	<p>○内部点検により、委託業者が賞与支払届の受付処理時に確認を誤り受付処理を不要としたため、賞与支払届の処理がされず、保険料の未徴収及び年金の過払いがあることが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明しました。賞与支払届の処理を行い、未徴収の保険料は納付いただき、過払いについては返納の処理を行いました。</p> <p>●委託業者に対し、受付処理時の確認を徹底するよう指導しました。</p>	1事業所 1名	その他	1,212,673
6		入力誤り	京都	事務センター	2019年7月頃	2019年7月31日	<p>○事業所から問合せがあり、委託業者の賞与支払届の賞与額の入力時の確認不足により、賞与額を誤って入力したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。</p> <p>●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対して賞与支払届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう指導しました。</p>	1事業所	過徴収	59,633
7	70歳以上被用者関係届書の誤り	入力誤り	群馬	高崎広域事務センター	2018年12月16日	2019年8月19日	<p>○内部点検により、70歳以上被用者算定基礎届の報酬月額の確認不足により、報酬月額を誤って入力したため、年金の調整が正しく行われず、年金が過払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いについて返納の処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、70歳以上被用者算定基礎届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。</p>	1名	過払い	438,706

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
8	二以上事業所勤務者の誤り	確認・決定誤り	福島	郡山	2018年 10月29日	2019年 7月18日	○事業所から問合せがあり、処理状況の確認不足により、二以上勤務者の月額変更届を処理済としたため標準報酬月額の見直しが行われず、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付いただきました。 ●担当部署において、二以上勤務者の月額変更届における処理状況の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	未徴収	552,438
9	厚生年金適用関係届書の誤り	確認・決定誤り	青森	弘前	2019年 4月頃	2019年 9月10日	○事業所から問合せがあり、健康保険組合の解散に伴う標準報酬月額の見直しについて、事務処理手順の確認不足から、標準報酬月額の上下限該当者に対する見直しが行われず、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、健康保険組合の解散に伴う標準報酬月額の見直しにかかる事務処理手順の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	23,566
10		入力誤り	東京	青梅	2018年 9月頃	2019年 2月8日	○内部点検において、新規適用届の整理記号の確認不足により、整理記号を誤って入力したため、誤った整理記号が記載された保険証が発行されていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。誤った保険証は回収し、訂正処理を行い正しい保険証を発行しました。 ●担当部署において、新規適用届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
11	厚生年金適用関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	大阪	吹田	2019年 4月25日	2019年 6月13日	○医療機関から問合せがあり、健康保険被保険者資格証明書の作成時に確認が不足し、被保険者が国民健康保険組合に加入しているにもかかわらず誤って健康保険被保険者資格証明書を作成・交付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、誤って作成した健康保険被保険者資格証明書は回収しました。 ●担当部署において、健康保険被保険者資格証明書作成時の国民健康保険組合の加入の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
12	厚生年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	兵庫	三宮	2019年 5月17日	2019年 5月20日	○事業所から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、他のお客様宛の書類が送付されていることが判明しました。 ●担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明し、誤って送付した書類を回収し、本来送付すべきお客様宛に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	なし	0
13			愛知	名古屋広域事務センター	2019年 9月4日	2019年 9月5日	○事業所から問合せがあり、委託業者における封入・封緘時の確認不足により、他の事業所宛の決定通知書が送付されていることが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明し、誤って送付した決定通知書を回収し、正しい事業所に送付しました。 ●委託業者に対し、封入・封緘時の確認を徹底するよう指導しました。	2事業所	なし	0
14			大分	大分	2019年 8月13日	2019年 8月15日	○お客様から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、他のお客様宛の書類が送付されていることが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、誤って送付した書類を回収し、正しいお客様に交付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
15	厚生年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	兵庫	事務センター	2019年 7月8日	2019年 7月9日	○事業所から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、他の事業所宛の算定基礎届用紙が混在して送付されていることが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し、誤って送付した算定基礎届を回収し、正しい事業所に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	4事業所	なし	0
16			広島	広島広域事務センター	2019年 8月6日	2019年 8月7日	○事業所から問合せがあり、委託業者における封入・封緘時の確認不足により、他の事業所宛の決定通知書が送付されていることが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明し、誤って送付した決定通知書を回収し、正しい事業所に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時の確認を徹底するよう指導しました。	2事業所	なし	0
17			香川	高松西	2019年 6月17日	2019年 6月21日	○事業所から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、他の事業所宛の算定基礎届総括表が混在して送付されていることが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し、誤って送付した算定基礎届総括表を回収し、正しい事業所に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	3事業所	なし	0
18	厚生年金適用関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	東京	青梅	2018年 10月19日	2019年 6月27日	○事業所から問合せがあり、二以上勤務者の月額変更届について、進捗確認が不足し、処理が遅れたことにより、保険料の未徴収があることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、未徴収の保険料については納付いただきました。 ●担当部署において、届書等の進捗状況の管理を徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	117,220

## 2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
19	厚生年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	東京	葛飾	2019年 3月頃	2019年 5月20日	<p>○内部点検において、健康保険組合の解散前にかかる保険料について、事務処理手順の確認不足から、保険料の登録を行っていなかったため、保険料納入告知書が送付されず、保険料が未徴収となっていることが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。保険料の登録処理を行い、未徴収の保険料は納付いただきました。</p> <p>●担当部署において、健康保険組合の解散前にかかる保険料にかかる事務処理手順の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1事業所	未徴収	2,644,730
20			東京	新宿	2016年 2月5日	2019年 5月22日	<p>○内部点検において、差押状況の確認不足により、差押が継続しているにもかかわらず誤って差押の解除の入力をしたため、元本の納付がなされ、延滞金が過徴収となっていることが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の延滞金について還付の処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、差押状況の確認手順を徹底するよう周知しました。</p>	1事業所	過徴収	142,900
21			徳島	阿波半田	2019年 8月7日	2019年 8月19日	<p>○内部点検において、差押状態の確認が不足し、充当期日が到来しているにもかかわらず、充当を行わず事業所へ充当明細書を送付していなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明し、充当明細書を交付しました。</p> <p>●担当部署において、充当の事務処理手順及びスケジュールの確認を徹底するよう周知しました。</p>	1事業所	なし	0
22			埼玉	埼玉広域 事務センター	2019年 7月10日	2019年 7月30日	<p>○内部点検において、処理状況の確認不足により、口座振替不能事業所に対して作成した納付書を送付していなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。納付書を送付し、保険料は納付いただきました。</p> <p>●担当部署において、口座振替不能事業所に対して作成した納付書処理状況の確認を徹底するよう周知しました。</p>	5事業所	なし	0

### 3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
23	国民年金資格取得届の誤り	確認・決定誤り	大阪	貝塚	1970年 6月3日	2018年 10月30日	○お客様から問合せがあり、国民年金資格取得届を処理する際の資格取得年月日の確認が不足し、誤った資格取得年月日を登録したため、納付書が発行されず、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、国民年金資格取得届を処理する際の資格取得年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	100
24		入力誤り	岡山	岡山広域 事務センター	2018年 12月28日	2019年 4月16日	○お客様から問合せがあり、国民年金資格取得届を処理する際の確認が不足し、氏名を誤って入力していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金資格取得届を処理する際の確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
25	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	東京	葛飾	2015年 7月13日	2019年 3月19日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書を処理する際の確認不足により、資格喪失予定年月日の登録を漏らし、誤った期間で前納保険料の請求を行ったため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	428,260
26			茨城	土浦	2015年 4月17日	2019年 4月24日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書を処理する際の確認不足により、資格喪失予定年月日の登録を漏らし、誤った期間で前納保険料の請求を行ったため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	32,660
27			福岡	大牟田	2011年 9月20日	2019年 2月7日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足により、国民年金任意加入期間に該当する期間を強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
28			東京	池袋	2018年 4月2日	2019年 4月3日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認が不足し、受給権が発生しないにもかかわらず、任意加入申出書を受付したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金任意加入申出書を受付する際はチェックシートを使用し、受給資格の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	98,040
29		入力誤り	大分	別府	2018年 10月1日	2019年 5月22日	○年金事務所から連絡があり、国民年金任意加入申出書を処理する際の確認が不足し、資格喪失予定年月日の入力を誤ったため、正しい期間の保険料を納付することができず、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	197,490

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額	
30	国民年金任意加入申出書の誤り	説明誤り	東京	池袋	2012年 5月17日	2017年 12月8日	○お客様から問合せがあり、海外転出の際に国民年金任意加入の案内をせず、強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、海外転出者に対する正しい手続きの案内をするよう周知しました。	1名	なし	0	
31	国民年金資格記録の誤り	確認・決定誤り	北海道	事務センター	2018年 7月3日	2019年 9月6日	○年金事務所から連絡があり、配偶者の年金記録の確認不足により、本来、国民年金第3号被保険者に該当しないにもかかわらず、国民年金第3号被保険者期間として処理を行ったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、配偶者の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	40,606	
32			東京	目黒	2014年 2月6日	2019年 2月20日	○年金事務所から連絡があり、配偶者の年金記録の確認不足により、本来、国民年金第3号被保険者に該当しないにもかかわらず、国民年金第3号被保険者期間として処理を行っていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、配偶者の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0	
33			東京	江東	2014年 8月28日	2019年 5月23日	○担当部署で確認したところ、配偶者の年金記録の確認不足により、本来、国民年金第3号被保険者に該当する期間を、国民年金第1号被保険者期間として処理を行っていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、配偶者の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0	
34			記録訂正誤り	福島	東北福島	1990年 7月10日	2016年 12月26日	○担当部署で確認したところ、年金記録の訂正の際の本人確認が不足したため、別人の記録を統合していることが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の訂正を行う際の本人確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
35			国民年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	東京	渋谷	2019年 6月4日	2019年 6月6日	○お客様から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、他の事業所に送付すべき国民年金第3号被保険者資格取得届の控えを誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した国民年金第3号被保険者資格取得届の控えを回収し、正しい送付先に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所 2名	なし
36	国民年金適用関係届書等の管理誤り	受付時の書類管理誤り	京都	上京	2018年 7月30日	2019年 6月19日	○お客様から問合せがあり、国民年金第3号被保険者該当届の受付処理を行う際の確認が不足し、書類の受付登録を行わなかったために進捗管理ができず、処理が行われなかったため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、経過管理システムにより進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	337,470	
37			福岡	福岡広域 事務センター	2019年 6月3日	2019年 8月2日	○お客様から問合せがあり、委託業者において国民年金第3号被保険者関係届の受付処理を行う際の確認が不足し、書類の受付登録を行わなかったために進捗管理ができず、処理が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●委託業者に対し、書類の管理を適切に行うとともに、経過管理システムにより進捗管理を徹底するよう指導しました。	20名	なし	0	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
38	国民年金適用関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	東京	池袋	2018年 1月24日	2019年 3月27日	<p>○お客様から問合せがあり、市区町村において書類の進捗管理が不足し、国民年金任意加入申出書の進達を漏らしたため、任意加入の処理が行われず、保険料が未徴収となっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。</p> <p>●市町村に対して、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう依頼しました。</p>	1名	未徴収	82,150

## 4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
39	国民年金付加保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	岡山	岡山西	2019年 3月29日	2019年 4月1日	○担当部署で確認したところ、付加保険料納付書作成時の納付期限の確認が不足し、納付書の送付が当月末を越えてしまったため、付加保険料の納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の付加保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、付加保険料納付書作成時の納付期限の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	16,400
40		説明誤り	奈良	奈良	2018年 7月11日	2019年 4月2日	○お客様から問合せがあり、年金相談時に付加保険料納付の意思確認が不足し、国民年金付加保険料納付申出書の提出の案内が漏れたため、付加保険料の納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の付加保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、年金相談時における付加保険料の納付の意思確認を徹底し、必要な案内をするよう周知しました。	1名	未徴収	3,600
41	国民年金保険料免除・納付猶予申請書の誤り	確認・決定誤り	大阪	枚方	2018年 7月5日	2019年 4月8日	○市町村から連絡があり、市町村において国民年金保険料免除・納付猶予申請書の受付時の確認不足により、お客様が希望していない免除区分で処理を行っていることが判明しました。 ●市町村担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対し、受付時の内容確認を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
42			香川	高松広域 事務センター	2019年 7月5日	2019年 7月10日	○市町村から連絡があり、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の審査時の確認不足により、誤った免除区分で処理を行っていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
43			香川	高松広域 事務センター	2019年 8月13日	2019年 8月28日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の審査時の確認不足により、本来免除承認できない期間を、免除期間として決定していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
44		説明誤り	岩手	盛岡	2018年 12月17日	2019年 3月7日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料免除・納付猶予申請書を受付する際の確認が不足し、免除が承認されると農業者年金への加入はできない旨の説明をせず免除申請書を受付けし、処理を行っていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、免除制度の取扱いについての確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	なし	0
45	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	兵庫	西宮	2005年 4月頃	2018年 12月5日	○お客様から問合せがあり、法定免除該当時の確認不足により、法定免除期間の保険料を追納によらず前納として徴収していたため、前納との差額が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	31,830
46			兵庫	西宮	2005年 12月頃	2018年 11月13日	○お客様から問合せがあり、法定免除該当時の確認不足により、法定免除期間の保険料を追納によらず前納として徴収していたため、付加保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	8,120

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
47	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	愛媛	今治	1998年4月頃	2019年1月28日	○市町村から連絡があり、市町村において免除要件の確認が不足し、法定免除に該当するにもかかわらず、国民年金保険料免除理由消滅届を受理していたことが判明しました。 ●市町村担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対し、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう依頼しました。	20名	なし	0
48		説明誤り	東京	池袋	2016年7月7日	2018年6月19日	○お客様から問合せがあり、障害年金請求時に法定免除の案内が漏れ、国民年金保険料免除理由該当届を受付しなかったため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	25,620
49	国民年金保険料免除・納付猶予申請取下申出書の誤り	確認・決定誤り	大阪	大阪広域事務センター	2019年5月20日	2019年5月31日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料免除・納付猶予申請取下申出書の審査時の確認が不足し、誤って処理不要としたため、お客様が希望していないにもかかわらず、免除が承認されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
50	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	埼玉	埼玉広域事務センター	2019年2月25日	2019年5月31日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書を処理する際の金融機関コードの確認が不足し、誤った金融機関コードの登録を行ったため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を現金徴収しました。 ●担当部署において、口座振替処理の際の金融機関コードの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	29,960
51			愛知	名古屋広域事務センター	2019年3月5日	2019年5月28日		1名	未徴収	395,980
52			愛知	名古屋広域事務センター	2019年4月17日	2019年6月4日		1名	未徴収	49,130
53			静岡	浜松西	2019年1月23日	2019年4月23日		1名	未徴収	192,790
54			高知	高知東	2018年12月19日	2019年4月8日		1名	過徴収	1,220

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
55	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台広域事務センター	2019年4月24日	2019年5月20日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書について、緊急停止処理の確認が不足し、処理を漏らしたため、口座振替が行われ、保険料が過徴収となることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金保険料口座振替の緊急停止処理の確認を徹底するよう周知しました。	2名	過徴収	16,740
56		入力誤り	愛知	名古屋広域事務センター	2018年4月16日	2019年4月24日	○年金事務所から連絡があり、委託業者において、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書を処理する際に、口座名義人の入力を誤ったため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の確認を徹底するよう指導しました。	1名	未徴収	197,490
57			広島	広島広域事務センター	2019年3月12日	2019年5月24日	○年金事務所から連絡があり、委託業者において、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書を処理する際に、口座番号の入力を誤ったため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の確認を徹底するよう指導しました。	1名	未徴収	379,640
58		説明誤り	東京	池袋	2018年2月21日	2018年4月3日	○お客様から問合せがあり、保険料の納付の案内をする際、口座振替による納付が行われるため納付書での納付を行わないよう案内すべきところ、その案内を行わなかったため、納付書で納付してしまい、口座振替との差額が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、口座振替について確認を徹底し、必要な案内をするよう周知しました。	2名	過徴収	1,280
59		確認・決定誤り	大阪	貝塚	2015年2月頃	2018年1月23日	○お客様から問合せがあり、国民年金納付書を送付する際の住所確認が不足し、従前の住所に納付書を送付したため、納付書が届かず、前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、納付書を送付する際の住所確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	584,980
60		説明誤り	沖縄	那覇	2018年5月11日	2018年9月27日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の納付について案内する際に、前納可能期間の説明を誤ったため、お客様が希望する期間で前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、前納可能期間の確認を徹底し、必要な案内をするよう周知しました。	2名	未徴収	253,750
61		説明誤り	東京	池袋	2018年6月1日	2018年7月17日	○お客様から問合せがあり、市区町村において国民年金保険料の納付について案内する際に、前納の案内が漏れたため、前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、前納金額との差額について、還付の処理を行いました。 ●市区町村に対し、前納の取扱いについて確認を徹底し必要な案内をするよう依頼しました。	1名	過徴収	1,120

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
62	国民年金保険料還付請求書の誤り	確認・決定誤り	大阪	大阪広域事務センター	2017年10月20日	2019年6月28日	<p>○お客様から問合せがあり、国民年金保険料還付請求書を作成する際の年金記録の確認不足により、誤った金額の還付請求書を作成したため、正しい金額で還付が行われず、保険料が過徴収となっていることが判明しました。</p> <p>●お客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、還付処理を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	過徴収	1,070
63			新潟	事務センター	2018年7月31日	2019年5月28日		1名	過徴収	8,120
64		説明誤り	新潟	新潟東	2019年1月23日	2019年2月14日	<p>○お客様から問合せがあり、国民年金保険料還付請求書について、還付金の振込年月日を誤って説明していることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。</p> <p>●担当部署において、還付金の振込年月日の確認を徹底し、必要な案内をするよう周知しました。</p>	1名	なし	0
65	国民年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	茨城	日立	2018年1月9日	2019年3月28日	<p>○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、過誤納となった保険料について、時効が完成している期間に充当していたため、納付記録に反映されず、保険料が過徴収となっていることが判明しました。</p> <p>●お客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、保険料充当処理を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	過徴収	15,250
66	国民年金徴収関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	群馬	太田	2018年3月19日	2018年11月8日	<p>○お客様から問合せがあり、国民年金特定事由等該当申出書について確認が不足し、誤った様式にて回答を行っていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい様式の回答を送付しました。</p> <p>●担当部署において、国民年金特定事由等該当申出書の回答を作成する際の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	なし	0
67	国民年金徴収関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	福岡	中福岡	2019年4月16日	2019年7月17日	<p>○お客様から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の返戻文書を発送する際に、誤って他のお客様へ送付していたことが判明しました。</p> <p>●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した返戻文書を回収し、正しい送付先に送付しました。</p> <p>●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。</p>	2名	なし	0
68	国民年金徴収関係届書等の管理誤り	受付時の書類管理誤り	福岡	福岡広域事務センター	2018年9月18日	2019年4月9日	<p>○担当部署で確認したところ、国民年金保険料クレジットカード納付申出書の受付処理を行う際の確認が不足し、書類の受付登録を行わなかったために進捗管理ができず、クレジットカードによる前納が行われていないことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。届書の処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。</p> <p>●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未徴収	193,420
69		未処理・処理遅延	滋賀	彦根	2015年12月2日	2019年6月27日	<p>○市町村から連絡があり、市町村において書類の進捗管理が不足し、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の進捗遅れが判明しました。</p> <p>●市町村担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。</p> <p>●市町村に対して、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう依頼しました。</p>	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
70	国民年金徴収関係届書等の管理誤り	受理後の書類管理誤り	北海道	新さっぽろ	2019年 6月28日	2019年 7月17日	○担当部署で確認したところ、書類の管理不足により、国民年金保険料追納申込書の所在が不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、追納納付書を手交しました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
71			三重	四日市	2019年 4月1日	2019年 8月5日	○お客様から問合せがあり、市町村における書類の管理不足から、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の所在が不明となっていることが判明しました。 ●市町村担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再度申請書を提出していただき、処理を行いました。 ●市町村に対して、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0

## 5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
72	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	徳島	徳島北	1988年 7月21日	2018年 6月22日	○機構本部から連絡があり、通算対象期間の確認不足から、受給要件を満たしていないにもかかわらず、誤って通算老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金の決定を取消し、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,536,262
73			佐賀	唐津	2001年 4月5日	2018年 8月20日	○遺族年金請求時の記録確認により、合算対象期間の確認不足から、受給権発生日を誤って老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	158,178
74			群馬	前橋	1986年 12月12日	2017年 12月12日	○未支給年金請求時の記録確認により、通算対象期間の確認不足から、受給権発生日を誤って通算老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,838,539
75			京都	中京	1999年 6月11日	2018年 1月30日	○年金相談時の記録確認により、合算対象期間の確認不足から、老齢年金の受給要件を満たしているにもかかわらず老齢年金を決定せず脱退手当金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。脱退手当金の決定を取消した上で老齢年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	13,709,663
76			東京	立川	1993年 4月1日	2016年 3月4日	○事務センターから連絡があり、老齢年金の受給要件の確認不足から、本来新法の老齢年金を決定すべきところ、誤って旧法の通算老齢年金を決定していたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。旧法の通算老齢年金の取消処理を行い、新法の老齢年金の決定を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	185,342
77			本部	中央 年金センター	2005年 3月30日	2019年 3月21日	○担当部署において確認したところ、雇用保険の受給状況の確認不足から、雇用保険の受給終了に伴い老齢年金の支給停止解除処理を行う際、支給停止解除年月日を誤って登録したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、雇用保険の受給終了に伴い老齢年金の支給停止解除処理を行う際、確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	40,808
78			大阪	堺東	2018年 12月14日	2019年 3月20日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足から、年金の請求遅れのため5年以上前の時効消滅した期間にかかる年金をお支払いしない方に対し、誤って5年以上前の時効消滅した期間にかかる年金と遅延特別加算金をお支払いしたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	63,533

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
79	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	本部	中央年金センター	2008年2月1日	2019年5月23日	○担当部署において確認したところ、雇用保険の受給状況の確認不足から、老齢年金の受給権発生前に雇用保険の受給を終了しているため年金の支給停止を行う必要がない方に対し、委託業者が誤って支給停止の処理を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者に対し、年金決定時には雇用保険の受給状況の確認を徹底するよう指示しました。	1名	未払い	1,464,027
80		説明誤り	福岡	八幡	2018年12月25日	2019年4月5日	○お客様から問合せがあり、届書受付時に必要な添付書類の確認不足から、年金請求書を受付する際に生計維持を確認するための書類が必要だったにもかかわらず、委託社会保険労務士が説明しなかったため、年金の決定が遅れ未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。手続きに必要な書類を受付の上、年金を決定しお客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	未払い	743,227
81			京都	京都西	2008年12月19日	2018年5月1日	○未支給年金請求時の記録確認により、過去の年金相談の際に受給要件の確認不足から、通算老齢年金の受給要件を満たしているにもかかわらず年金請求の案内をしていなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金請求書を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,194,091
82			和歌山	和歌山東	2017年1月23日	2019年5月28日	○年金相談時の記録確認により、年金支給状況の確認不足から、前回の年金相談の際に、本来提出いただく必要のある受給権者支給停止事由該当届を受付しなかったため、一旦年金の支払いが保留となり未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時には年金支給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	742,766
83			佐賀	唐津	2008年3月28日	2018年5月29日	○担当部署において確認したところ、年金相談時の確認不足から、厚生年金被保険者記録の判明に伴い通算老齢年金の請求を案内すべきところ案内しなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金請求書を提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、記録判明時には年金請求手続きが必要かどうかの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,902,466
84			北海道	砂川	2010年11月11日	2018年4月13日	○担当部署において確認したところ、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族厚生年金の受給権がある方に対し、老齢基礎年金と遺族厚生年金を選択した方が有利となるにもかかわらず、老齢基礎年金の請求を案内しなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。届書の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金の受給権を有する方の年金相談時には未請求の年金を含め有利な年金選択の方法がないかの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	6,637,415

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
85	老齢年金の国民年金 や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	岡山	倉敷東	1989年 1月19日	2019年 2月13日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、本来任意加入期間のため、免除期間とはならない期間について、免除期間とした上で老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	147,179
86			栃木	今市	1980年 9月1日	2019年 3月6日	○年金相談時の記録確認により、年金記録の確認不足から、本来任意加入期間のため、免除期間とはならない期間について、免除期間とした上で老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	48,935
87			香川	善通寺	2011年 7月14日	2018年 11月22日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、共済組合加入期間であるため、厚生年金に加入できない期間を老齢厚生年金の計算に含めて年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,705
88			京都	京都南	2006年 4月25日	2018年 10月1日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、65歳到達による年金決定時に国民年金の納付済期間の登録を誤ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	536,405
89			大分	大分	1997年 3月3日	2018年 1月18日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、保険料納付済期間を免除期間として老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	264,396
90			香川	善通寺	1980年 7月23日	2018年 11月7日	○年金事務所から連絡があり、配偶者の年金記録の確認不足から、国民年金の第1号被保険者期間(未納期間)とすべき期間を第3号被保険者期間と扱い老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,285,823
91			大阪	大阪広域 事務センター	2017年 5月2日	2017年 5月23日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、旧三共済の退職共済年金の計算に含めるべき被保険者期間を誤って含めずに年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	7,686,442
92			北海道	釧路	2003年 5月29日	2016年 8月15日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、旧三共済の退職共済年金の計算に含めるべき被保険者期間を誤って含めずに年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	7,686,442

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
93	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	埼玉	大宮	1978年 4月1日	2017年 4月28日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、年金決定時に標準報酬月額登録を誤ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	38,340
94			岡山	岡山東	1979年 12月12日	2019年 7月3日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、厚生年金保険の第四種被保険者期間の標準報酬月額を誤った状態で老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	280,470
95	老齢年金の繰上げの誤り	確認・決定誤り	愛知	半田	2018年 11月1日	2019年 1月30日	○お客様から問合せがあり、繰上げ請求の老齢年金を平成31年2月分から受給することを希望しているにもかかわらず、委託社会保険労務士が誤って平成30年11月に年金請求書を受付し老齢年金を決定したことから、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	過払い	117,545
96		入力誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2019年 5月16日	2019年 8月21日	○お客様から問合せがあり、入力項目の確認不足から、繰上げ支給の老齢基礎年金を希望しているにもかかわらず、委託業者が年金請求書の処理時に繰上げ請求の入力を漏らし、65歳から支給の年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	130,929
97	老齢年金の繰下げの誤り	確認・決定誤り	熊本	熊本西	2019年 3月7日	2019年 4月12日	○お客様から問合せがあり、年金の繰下げ意思の確認不足から、老齢年金の繰下げ請求を希望している方に対し、65歳支給の老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時には繰下げ希望の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	215,882
98		入力誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2016年 2月25日	2019年 7月5日	○お客様から問合せがあり、入力項目の確認不足から、繰下げ待機を希望しているにもかかわらず、年金請求書の処理時に繰下げ待機の入力を漏らし、65歳から支給の年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、届書の入力を行う際は、入力項目の確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,447,310
99		説明誤り	群馬	前橋	2019年 1月7日	2019年 4月8日	○お客様から問合せがあり、繰下げ支給の老齢年金の受給を希望している方に対し、必要書類の確認不足から、窓口で誤って65歳から受給するための請求書をお客様へ案内し受付したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、繰下げ請求の手続きについて再確認しました。	1名	過払い	465,080

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
100	老齢年金の繰下げの誤り	説明誤り	広島	呉	2015年 9月30日	2019年 9月3日	○年金相談時の記録確認により、被用者年金一元化法施行前に既に退職共済年金を受給しているため、法施行後に老齢厚生年金は繰下げ請求ができなくなる方に対し、制度の理解不足から法施行後も70歳まで繰下げすることができると誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、繰下げ制度について再確認しました。	1名	なし	0
101			東京	立川	2019年 6月26日	2019年 8月23日	○年金相談時の記録確認により、年金相談センターにおける遺族年金受給権の有無の確認不足から、遺族年金の受給権を有するため老齢年金の繰下げ請求ができない方に対し、繰下げ請求ができると説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、繰下げ請求を受付する際は遺族年金の受給権の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
102	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	神奈川	藤沢	1981年 11月12日	2018年 12月12日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、標準報酬月額登録を誤り遺族年金を決定したため、年金が未払いとなることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	174,334
103			神奈川	藤沢	1963年 9月頃	2019年 2月21日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から誤って他のお客様の年金記録をもとに遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金に未払い又は過払いはありませんでした。 ●担当部署において、遺族年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
104			茨城	土浦	1996年 4月25日	2017年 1月16日	○担当部署において確認したところ、年金記録の確認不足から、お亡くなりになった方が受給していた老齢年金の計算の対象となっている厚生年金被保険者記録が配偶者が受給している遺族厚生年金の計算の対象となっていなかったため、年金が未払いとなることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	169,252
105			静岡	掛川	2012年 2月15日	2018年 9月19日	○担当部署において確認したところ、年金記録の確認不足から、遺族厚生年金が請求可能にもかかわらず、遺族厚生年金を請求するよう説明していなかったため、年金が未払いとなることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族厚生年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,266,117
106		説明誤り	滋賀	草津	2019年 5月31日	2019年 7月26日	○担当部署において確認したところ、受給要件の確認不足から、本来請求できない遺族厚生年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、遺族年金の相談の際には、受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
107	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	大阪	大阪広域事務センター	2015年4月6日	2019年2月18日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、厚生年金被保険者期間中に初診日があったにもかかわらず、障害厚生年金の審査を行わず障害状態が3級相当であるとして障害基礎年金の不支給決定を行ったため、障害厚生年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。障害厚生年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害年金審査時には受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,080,479
108			岡山	岡山東	1990年2月8日	2019年7月10日	○お客様から問合せがあり、障害年金請求書審査時の確認不足から、障害の程度が2級である旧厚生年金保険法の障害年金の受給権者にその後別の傷病で障害が発生したことから、前後の障害をあわせ1級として障害年金を決定すべきところ行なわなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害年金請求書の審査時には障害状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	7,974,810
109	加給年金の誤り	説明誤り	大阪	堺西	2019年5月7日	2019年7月8日	○年金相談時の記録確認により、手続きに必要な添付書類の確認不足から、前回の年金相談の際に委託社会保険労務士が障害年金請求に必要な添付書類を誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
110			山形	鶴岡	2018年9月18日	2019年8月9日	○機構本部から連絡があり、年金相談時における納付要件の確認不足から、本来請求できない障害基礎年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、障害年金の相談の際には、納付要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
111	加給年金の誤り	入力誤り	岡山	岡山広域事務センター	2019年2月27日	2019年5月8日	○機構本部から連絡があり、入力項目の確認不足から、委託業者が年金請求書の処理時に加給年金の対象となる子の入力を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金に未払いはありませんでした。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
112	再裁定の誤り	確認・決定誤り	佐賀	唐津	2009年11月6日	2018年9月25日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録訂正時の確認不足から、年金決定後に被保険者記録の訂正が生じたため、年金の再裁定を行うべきところ、誤って処理不要としたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録訂正時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,467,064
113			神奈川	相模原	2010年7月29日	2017年5月16日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、老齢年金について誤った標準報酬月額に訂正する再裁定を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	673,795

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
114	年金選択の誤り	確認・決定誤り	福岡	東福岡	2016年 9月1日	2017年 9月4日	○機構本部から連絡があり、年金受給状況の確認不足から、お客様の意向と異なる年金選択処理を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	123,591
115			本部	中央 年金センター	2000年 8月24日	2019年 2月12日	○年金事務所から連絡があり、年金の選択処理に伴い振替加算の支給停止解除を行うべきところ、選択処理時の確認不足から振替加算の支給停止解除を行わなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金選択の事務処理手順を再確認しました。	1名	未払い	2,300,921
116	年金の振込金融機関 にかかる誤り	説明誤り	茨城	土浦	2019年 1月21日	2019年 6月12日	○お客様から問合せがあり、高齢雇用継続基本給付金の支給状況の確認不足から、年金相談センターにおいてお客様に有利となる年金選択方法を誤って説明し、お客様の意向とは異なる年金選択方法の年金選択申出書を受付したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,662
117		確認・決定誤り	奈良	奈良	2019年 6月10日	2019年 8月9日	○金融機関から連絡があり、年金受給権者受取機関変更届処理時の確認不足から、老齢年金と遺族年金のみ振込口座変更処理を行い旧農林共済年金の振込口座変更処理を行わなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金受給権者受取機関変更届処理時には受給している年金の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	100,148
118		入力誤り	京都	事務センター	2019年 7月14日	2019年 8月16日	○お客様から問合せがあり、入力項目の確認不足から、委託業者が通知書等送付先・受取機関・口座名義変更申出書の処理時に振込先口座の氏名の入力を誤ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	130,016
119		入力誤り	京都	事務センター	2019年 6月17日	2019年 8月22日	○お客様から問合せがあり、入力項目の確認不足から、委託業者が年金請求書の処理時に口座番号の入力を誤ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	42,475

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
120	年金の振込金融機関にかかる誤り	説明誤り	奈良	奈良	2019年 3月18日	2019年 5月10日	○担当部署において確認したところ、年金相談時の確認不足から、年金の振込ができない銀行口座であるにもかかわらず、振込可能であると説明し年金請求書を受付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。振込可能な口座を記載した年金請求書を提出いただきました。 ●担当部署において、年金請求書受付時に振込口座の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
121	寡婦加算の加算誤り	確認・決定誤り	愛知	鶴舞	1985年 3月頃	2018年 8月8日	○機構本部から連絡があり、年金決定時の確認不足から、旧厚生年金保険法の老齢年金を受給しているため旧船員保険法の遺族年金に加算されている寡婦加算を支給停止する必要があるにもかかわらず、支給停止する処理を行わなかったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、老齢年金と遺族年金を併給する場合は寡婦加算の停止もれが生じないように周知しました。	1名	過払い	2,115,800
122	記録訂正の誤り	記録訂正誤り	長崎	佐世保	1997年 11月14日	2017年 8月31日	○年金相談時の記録確認により、年金記録の確認不足から、誤って他のお客様の年金記録を統合処理した上で老齢年金を決定していたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録統合処理時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	過払い	1,698,761
123	振替加算の誤り	説明誤り	千葉	船橋	2003年 3月26日	2018年 9月25日	○お客様から問合せがあり、振替加算の加算のために加算開始事由該当届を受付する必要があるにもかかわらず、年金相談時の確認不足から加算開始事由該当届の案内をしていなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。加算開始事由該当届を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、振替加算の対象となる方に必要な手続きを再確認しました。	1名	未払い	2,865,003
124	死亡一時金の誤り	入力誤り	岡山	岡山広域 事務センター	2019年 4月18日	2019年 6月10日	○お客様から問合せがあり、入力項目の確認不足から、死亡一時金請求書処理時に振込先口座の氏名の入力を誤ったため、死亡一時金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に死亡一時金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	120,000
125	死亡届の誤り	確認・決定誤り	千葉	松戸	2017年 3月頃	2017年 4月18日	○お客様から問合せがあり、死亡届の記載内容の確認不足から、他のお客様の基礎年金番号で死亡届の処理を行ったため、他のお客様の年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、死亡届受付時の記載内容の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	150,026
126	脱退手当金の誤り	確認・決定誤り	静岡	沼津	1959年 6月3日	2019年 6月7日	○担当部署において確認したところ、年金記録の確認不足から、脱退手当金決定時に厚生年金被保険者期間の月数を誤ったため、脱退手当金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい脱退手当金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、脱退手当金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,224

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
127	脱退手当金の誤り	説明誤り	千葉	船橋	2013年 4月26日	2018年 12月21日	<p>○担当部署において確認したところ、受給要件の確認不足から、脱退手当金の受給要件を満たしている方に対し、誤って受給要件を満たしていない老齢年金を請求するよう説明したため、脱退手当金が未払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に脱退手当金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、年金相談時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い	21,567
128	時効特例給付の誤り	確認・決定誤り	高知	高知西	2018年 11月28日	2019年 6月25日	<p>○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足から、厚生年金被保険者記録が判明したため、時効特例給付及び遅延特別加算金の支払いを行うべきところ行わなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、時効特例給付の取扱いについて再確認しました。</p>	1名	未払い	233,407
129	特別障害給付金の誤り	確認・決定誤り	広島	広島広域 事務センター	2019年 2月28日	2019年 8月30日	<p>○お客様から問合せがあり、過払いの発生状況の確認不足から、特別障害給付金の返納金が発生したことについて年金事務所へ連絡しなかったため、年金事務所において特別障害給付金の過払い分を返納していただくための納入告知書をお客様へ送付していなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、納入告知書を送付しました。</p> <p>●担当部署において、特別障害給付金の過払いが生じた場合の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	なし	0
130	年金見込額の誤り	説明誤り	埼玉	秩父	2019年 6月12日	2019年 6月26日	<p>○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足から、新たに判明した年金記録は過去に支給済みの脱退手当金の対象となった期間であるため、記録統合しても年金額は増額しないにもかかわらず、誤って年金額が増額すると説明していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。</p> <p>●担当部署において、年金見込額試算時の内容確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	なし	0
131	年金給付関係通知書等の誤送付	誤送付・誤送信	東京	世田谷	2018年 8月7日	2018年 8月21日	<p>○お客様から問合せがあり、送付先の確認不足から、お客様からの申し出により書類を返送する際、誤ってお客様が以前に居住していた住所地に送付したため、他のお客様が送付物を受領していたことが判明しました。</p> <p>●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した書類を回収し、本来送付すべきお客様に書類を送付しました。</p> <p>●担当部署において、送付先の確認を徹底するよう周知しました。</p>	2名	なし	0
132			埼玉	埼玉広域 事務センター	2019年 7月16日	2019年 7月26日	<p>○年金事務所から連絡があり、封入封緘時の確認不足により、他のお客様に送付すべき支給額変更通知書を誤って送付していたことが判明しました。</p> <p>●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した支給額変更通知書を回収し、本来送付すべきお客様に支給額変更通知書を送付しました。</p> <p>●担当部署において、封入封緘時の確認を徹底するよう周知しました。</p>	2名	なし	0
133	年金給付関係書類の交付誤り	誤送付・誤送信	千葉	千葉	2019年 7月10日	2019年 7月11日	<p>○お客様から問合せがあり、交付時の確認不足により、他のお客様の年金見込額回答票を誤って交付していたことが判明しました。</p> <p>●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した年金見込額回答票を回収し、正しい年金見込額回答票を交付しました。</p> <p>●担当部署において、交付時の確認を徹底するよう周知しました。</p>	2名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
134	年金給付関係書類の管理誤り	未処理・処理遅延	熊本	本渡	2018年 12月21日	2019年 8月8日	○お客様から問合せがあり、届書の進捗管理不足から、障害年金請求書を未処理のまま保管していたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。障害年金請求書の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	438,672
135			福井	福井	2018年 2月20日	2019年 1月18日	○お客様から問合せがあり、年金相談センターにおける届書の進捗管理不足から、障害年金請求書を未処理のまま保管していたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,104,273
136			徳島	徳島北	2013年 6月12日	2018年 9月13日	○市区町村から連絡があり、書類の管理不足から、市区町村が未支給年金請求書を未処理のまま保管していたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●市区町村に対し、書類の管理を徹底するよう依頼しました。	1名	未払い	191,550
137			神奈川	相模原	2017年 10月23日	2018年 11月9日	○担当部署において確認したところ、届書の進捗管理不足から、老齢年金請求書等を未処理のまま保管していたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢年金請求書等の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	5名	未払い	4,321,949
138		受理後の書類管理誤り	群馬	高崎広域 事務センター	2019年 7月9日	2019年 7月17日	○年金事務所から連絡があり、書類の管理不足から、受給権者受取機関変更届が所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、受給権者受取機関変更届の処理を行いました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

(参考)「Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要

項番	事象	概要
1	振替加算の支給漏れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○以下の理由により、振替加算の加算が漏れたもの。</li> <li>・機構と共済組合との間の情報連携不足</li> <li>・システム処理に起因するもの</li> <li>・機構における事務処理誤り</li> <li>・お客様からの届出漏れ</li> </ul> ※平成29年9月公表済みのものと同種の事案
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合は、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。</li> <li>○その被扶養配偶者が、厚生年金の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。</li> <li>○一方で、その年金の支給が停止されている場合は、その間は加給年金額の加算が行われる。</li> <li>○これらについては、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、誤ったコードを入力したり、被扶養配偶者の状況変更にもかわらずコードの切り替えを行わなかったために、加給年金額の加算が停止された結果、加給年金に未払いを生じていた。</li> </ul>
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○戦時中に特定の海域を航行する船に乗っていた旧船員保険法の被保険者については、被保険者期間が加算(1/3倍、1倍、2倍)される。(戦時加算)</li> <li>○戦時加算によって被保険者期間が加算された船員保険または厚生年金の老齢年金及びその受給者が死亡した場合の遺族年金の年金額が増額となる。</li> <li>○これらの年金決定時に、戦時加算記録の算入の漏れやその加算月数の誤りの結果、年金額に未払いを生じていた。</li> </ul>
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○旧共済法退職年金の計算の基礎となった共済組合員期間を有する方に老齢基礎年金を決定する場合、その共済組合員期間は年金額の計算の基礎とはせず、合算対象期間として扱われる。(カラ期間)</li> <li>○共済組合員期間が旧共済法退職年金の計算の基礎となっているかについては、お客様より提出のあった「年金加入期間確認通知書」に基づき判定を行うが、この判定に誤りがあった結果、老齢基礎年金に過払いを生じていた。</li> </ul>
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○旧厚生年金保険法には、老齢年金の受給資格要件(240月)に足りない場合は、240月になるまで任意加入することができる制度があった。(第四種被保険者期間)</li> <li>○第四種被保険者として240月になるまで厚生年金保険に任意加入し、老齢年金の受給開始後に新たな記録が判明し、記録を統合した結果、被保険者期間が240月を超えた場合は、240月を超えた第四種被保険者期間を削除することが必要となる。</li> <li>○しかしながら、記録を追加したのみで240月を超えた第四種被保険者期間を削除しないまま年金が決定された結果、老齢厚生年金に過払いを生じていた。</li> <li>○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。</li> </ul>
9	昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老齢基礎年金の決定誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○昭和60年の法律改正により、大正15年4月2日以降生まれの方については、改正後の法律(新法)に基づいて年金を決定する。</li> <li>○しかしながら、昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者で国民年金または厚生年金保険の被保険者期間を有する場合は、旧法による年金を決定する必要がある。</li> <li>○旧共済法退職年金の受給権の有無の確認に漏れがあったため、旧法で年金を決定すべき者に新法で決定した結果、老齢年金に未払いを生じていた。</li> </ul>
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○昭和61年2月から昭和63年2月にかけて順次実施された業務のオンライン化が完成する前は、老齢厚生年金の受給者が在職している間の年金の支給停止(在職老齢年金)は、受給権者の月額変更届が社会保険事務所へ提出された場合に、社会保険事務所が、支給停止割合の変更にかかる報告書を社会保険業務センターに回付することによって行っていた。</li> <li>○その回付漏れ等が原因で、誤った停止割合で年金の支給を停止した結果、老齢厚生年金の未払い・過払いを生じていた。</li> </ul>
11	配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合で夫に加給年金が加算されていた場合は、65歳より妻の老齢基礎年金に振替加算が加算される。</li> <li>○加給年金の加算後に離婚等により生計維持関係が消滅した場合は、その時点で加給年金の加算は終了することから、振替加算は加算されない。この場合は、夫が届出をする必要がある。</li> <li>○夫からこの届出が行われ、加給年金の加算は終了したが、その情報が妻の原簿に反映されなかったため、振替加算の加算が誤って加算された結果、振替加算の過払いを生じていた。</li> </ul>
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○65歳時点で年金を受け取るために必要な加入期間を満たしていない場合は、65歳以降、必要な加入期間を満たすまでの間、国民年金に任意で加入することができる。</li> <li>○保険料の納付があり、その結果、必要な加入期間を満たした場合の年金受給権の発生は、必要な加入期間を満たすこととなった保険料を納付した日ではなく、必要な加入期間を満たした月の初日となる。</li> <li>○新規決定時においてシステムによるチェックが行われているが、手作業で決定したために、受給権発生年月日を誤って保険料を納付した日に設定して決定を行った結果、老齢年金に未払いを生じていた。</li> </ul>
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○昭和17年6月から昭和20年8月までの旧陸軍共済組合等にかかる旧令共済の組合員期間、昭和61年3月までに資格喪失した船員保険の被保険者期間は、老齢年金、遺族年金の額の計算の際に、被保険者期間に算入される。</li> <li>○この年金の決定処理の際に、算入漏れまたは算入した期間の誤りがあった結果、老齢厚生年金または遺族厚生年金に未払い・過払いを生じていた。</li> </ul>

項番	事象	概要
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。</li> <li>○配偶者の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。</li> <li>○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。</li> <li>○配偶者が複数の年金を受け取っている場合は、いずれかの年金が上記要件を満たした場合に、加給年金額の停止または停止解除が行われる。</li> <li>○これらの処理は、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、配偶者の受給状況の把握を誤り、その登録を誤ったことで加給年金の未払い・過払いを生じていた。</li> </ul>
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○旧三共済(JR・JT・NTT)・農林共済が厚生年金に統合された日において退職共済年金の受給権を有している者が、12月未満の厚生年金保険の被保険者期間を有している場合、統合前の旧三共済・農林共済の組合員期間が厚生年金保険の被保険者期間とみなされているため、旧三共済・農林共済の統合日をもって特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する。</li> <li>○この場合、システムの受給権発生年月日の判定をすることができないため、年金の決定時に職員が受給権発生年月日を設定して年金を決定する必要がある。</li> <li>○年金の決定時、職員の確認不足により、誤って65歳到達時を受給権発生年月日とし、年金の未払いを生じていた。</li> </ul>
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公務員共済組合加入者が、転勤などにより異なる公務員共済組合に異動した場合は、異動先の共済組合がそれまでの共済加入記録を引き継ぐことになっている。</li> <li>○旧公共企業体(JT, JR, NTT)〔「三共済」〕についても同様の制度があり、三共済の事業所を退職し、他の公務員共済組合に加入した場合は、他の公務員共済組合に記録が移管され、他の公務員共済期間として管理される。</li> <li>○本来他の共済組合期間として管理されるべき三共済組合員期間等を移管した後の厚生年金保険の記録削除漏れがあったため、平成9年4月の三共済の厚生年金保険への統合において、誤って厚生年金保険の被保険者期間として管理されることとなり、当該期間を退職共済年金及び老齢厚生年金の双方の計算の基礎として年金を決定したために、その期間について二重払いとなった結果、老齢厚生年金等に過払いを生じていた。</li> </ul>
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺族厚生年金及び遺族共済年金の受給権がある場合には、それぞれの要件の組み合わせにより、双方を同時に受け取ることができる場合や、いずれか一方のみ受け取ることができる場合がある。</li> <li>○その際は、遺族共済年金の要件及び年金額を確認したうえで、遺族厚生年金をいずれの要件で決定するか遺族に選択いただく。</li> <li>○その際の、遺族共済年金の要件及び年金額の確認に誤りがあり、いずれか一方のみ受け取ることができる場合にもかかわらず双方を受け取っていた、双方を受け取ることができるにもかかわらず一方のみを受け取っていた結果、遺族厚生年金に未払いまたは過払いを生じていた。</li> </ul>
21	遡及決定時の届書徴取漏れによる加給年金の加算漏れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○昭和16年4月2日以降に生まれた方は、老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢が引き上げられており、当初は報酬比例部分のみで計算されるが、定額部分の支給開始年齢を超えた時点で定額部分及び配偶者がいる場合には加給年金を加えた額に改定している。</li> <li>○通常は、定額部分の支給開始年齢を迎えた時点でお客様に生計維持申立書が送付され、この提出をもって加給年金の加算を行っている。</li> <li>○しかし、定額部分の開始年齢よりあとに決定請求が行われた場合には、決定時に同時に生計維持申立書を提出していただく必要がある。</li> <li>○年金の決定時に、生計維持申立書の提出の案内を漏らしたために、加給年金額が加算されなかった結果、加給年金に未払いを生じていた。</li> </ul>
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被保険者記録の重複期間については、厚生年金保険を優先し、国民年金の期間を削除することとなっている。</li> <li>○旧法の国民年金制度(昭和61年3月以前)については、各制度の番号(手帳記号番号)毎に年金を決定していた。</li> <li>○年金の決定時には、それぞれの手帳記号番号を確認して重複期間の有無を確認することとなっているが、手帳記号番号の申出がない等の理由で記録を確認することができなかったため、被保険者期間が重複した状態で年金を決定した結果、旧法国民年金の老齢年金等に過払いを生じていた。</li> <li>○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。</li> </ul>
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○老齢厚生年金や老齢年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定)</li> <li>○退職改定は、平成10年2月以前は受給権者お客様からの届出(受給権者資格喪失届)により行うことが省令に規定されていた。</li> <li>○この届出が行われておらず、結果として退職改定が行われていないため、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢厚生年金等に未払いが生じていた。</li> </ul>
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	<ul style="list-style-type: none"> <li>○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。</li> <li>○その配偶者が、厚生年金保険の期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。</li> <li>○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。</li> <li>○そのため、配偶者が受け取っている年金の種類及び支給状態を確認してコード化して入力することで、加給年金の加算の処理を自動的にしている。</li> <li>○この確認を誤り、誤ったコードを入力したために、加給年金額の加算が停止されなかった結果、加給年金に過払いを生じていた。</li> </ul>
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合であっても夫に加給年金が加算されていない場合は、妻の老齢基礎年金に振替加算は加算されない。</li> <li>○妻が65歳で初めて老齢基礎年金を受け取る場合は、夫の加給年金の状況を調査の上配偶者状態の登録を行う必要がある。</li> <li>○夫が共済の場合に加給年金の確認を誤り、その登録を誤ったことにより、振替加算に過払いを生じていた。</li> </ul>
29	旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○旧厚生年金保険法においては、原則として、厚生年金保険の被保険者期間が240月未満の者には通算老齢年金が、240月以上の者には老齢年金が支給される。</li> <li>○通算老齢年金の受給権者に、新たな厚生年金保険の被保険者期間が判明し、その結果、厚生年金保険の被保険者期間が240月を超えた場合、老齢年金の要件に該当するため、老齢年金の請求手続きを案内したうえで、通算老齢年金の決定取消を行い、老齢年金を決定(決定替え)する必要がある。</li> <li>○追加された期間を元に、誤って通算老齢年金の年金額の再計算を行い、老齢年金への決定替えを行わなかったために、未払いを生じていた。</li> </ul>

項番	事象	概要
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	<p>○老齢基礎年金の決定後に国民年金保険料を納付した場合は、老齢基礎年金の決定時に遡って年金額が変更される。</p> <p>○この場合は、機構において年金額の訂正処理を行う必要があるが、この処理が漏れたために老齢基礎年金の額が訂正されなかった結果、老齢基礎年金に未払いを生じていた。</p>
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	<p>○老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定)</p> <p>○昭和60年の法律改正により、昭和61年4月1日時点で65歳以上の被保険者については、昭和61年4月1日をもって厚生年金保険の被保険者資格を喪失することとされた。</p> <p>○この資格喪失に伴う退職改定は、受給者の届出によらずに旧社会保険庁において行うこととしていたが、一部の方についてこの処理が行われなかったことで、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢年金の未払いが生じていた。</p>
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	<p>○複数の年金受給権を有する場合には、原則としてお客様の選択により、いずれか一方の年金を受給することとなる。</p> <p>○この選択は、お客様より「選択申出書」を提出いただくことで行っていた。</p> <p>○年金の決定時においては、選択申出書の提出があるまでの間は、一方の年金の支払を保留しているが、選択申出書の提出について案内が漏れたことで選択申出書の提出がなかったために、支払の保留が解除されず、一時的に年金の未払いを生じていた。</p>
35	老齢基礎年金の加算開始事由該当届の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	<p>○妻が65歳に到達した時点で、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月未満等により加給年金が支給されていない場合であっても、その後、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上等となり、加給年金の支給要件を満たした場合は、届出により振替加算が加算される。</p> <p>○項番28にかかる対象者の特定作業において、振替加算の加算の適否のみならず加算の開始時期の適否についてもチェックを行った結果、振替加算の開始時期を誤り未払いがある本件の事象が判明した。</p> <p>○夫が繰下げをして受給開始を遅らせている間に加給年金の支給要件を満たし、妻から「老齢基礎年金加算開始事由該当届」の提出を受けたが、その処理において振替加算の開始年月日を夫が加給年金の支給要件を満たした時点とすべきところを誤って受付日や夫の繰下げ支給開始年月日で入力処理を行ったため、振替加算の未払いを生じていた。</p>
36	旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ	<p>○既に解散している旧農林共済の受給者については、平成24年3月まで、旧農林共済が年金原簿の管理及び年金給付業務を行っていた。</p> <p>○「年金給付に係る事務処理誤りの総点検」の点検作業において、既に解散している旧農林共済の平成24年3月までに死亡されている方の記録についても点検した結果、振替加算の未払いを生じていた。</p>

※夫と妻が逆の場合も同様です。